

ピアノ調律届出書

流山市おおたかの森ホール指定管理者

スターツ・シアターワークショップ共同事業体 御中

届出日（西暦） 年 月 日

施設予約者

主催担当者

附属設備のピアノについて、下記注意事項を遵守し、下記内容の調律を行う旨、届出致します。

記

使用施設	
施設使用日時	(西暦) 年 月 日 時 から (西暦) 年 月 日 時 まで
調律内容	ピアノ <input type="checkbox"/> スタインウェイD-274 <input type="checkbox"/> ヤマハCFX
	調律時間 日 時 分 から 日 時 分
	ピッチ <input type="checkbox"/> 442Hz (規定値) <input type="checkbox"/> 左記以外 () Hz
	立会い <input type="checkbox"/> あり (時 分 から 時 分) <input type="checkbox"/> なし
担当調律師	<input type="checkbox"/> 当館契約先の調律師 (原則、当館契約先へ依頼するものとする) <input type="checkbox"/> 主催者手配の調律師 (別途当館が定める基準を満たす場合のみ)

【ピアノ調律に関する注意事項】

- ・ 本届出書は調律予定日の14日前までに当館窓口へご提出ください。
- ・ 主催者様が施設使用許可申請を行った施設利用時間区分内においてのみ、調律が可能です。施設利用時間外での調律は不可とします。
- ・ ピッチの規定値はA=442Hzです。ピッチを変更される場合は、必ず主催者様の施設利用時間内に規定値に戻してください。
- ・ 当館契約先へ調律依頼を行う際は、主催者様から当館契約先へ直接連絡を行っていただくようお願い致します。当館経由の調律依頼はできません。
- ・ 主催者手配の調律師については、本届出書提出および調律師の職務経歴書の提出を経て、当館が定める基準を満たすと判断した場合にのみ、調律実施を認めます。
- ・ 音の高さを揃える調律以外の作業（整音・整調等を含みます）は禁止とします。
- ・ 禁止行為をされた場合は、次回以降の調律をお断りする場合があります。
- ・ また禁止行為によって回復措置が必要となった場合は、その全費用と、それにかかる時間分の施設利用料金を主催者様にご負担いただきます。

